

短期退職手当等Q & A

令和3年10月
令和4年1月改正
国税庁

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、その退職所得金額の計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されることから、短期退職手当等に関する質疑応答事例を取りまとめましたので、参考としてください。

（注）この資料は、令和3年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

《凡例》…………… 2

《Q & A》

- [Q 1] 退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。…………… 5
- [Q 2] 令和3年12月31日以前に退職した使用人に対して、令和4年1月1日以後に退職手当等を支払う場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。…………… 6
- [Q 3] 短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等をいうとのことですが、この「短期勤続年数」に該当するか否かはどのように判定するのですか。…………… 6
- [Q 4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、短期退職手当等などに該当するか否かの判定はどのように行うのでしょうか。…………… 7
- [Q 5] 一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。…………… 8
- [Q 6] 退職所得金額はどのように計算するのですか。…………… 10
- [Q 7] A社が、使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すれば良いのでしょうか。…………… 16
- [Q 8] A社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも使用人としての退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収税額はどのように計算すれば良いのでしょうか。…………… 18
- [Q 9] A社とB社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、C社からも役員としての退職金の支給を受ける場合、C社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。…………… 21
- [Q 10] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。…………… 25
- [Q 11] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合で、役員としての勤続期間と使用人としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。…………… 28
- [Q 12] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合で、使用人としての退職金（短期退職手当等）よりも短期退職所得控除額の方が大きい場合、源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。…………… 31
- [Q 13] G社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年にH社からも使用人としての退職金を受ける場合、H社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。…………… 34

《 凡 例 》

このQ & Aで使用する用語について解説します。

【短期退職手当等】

短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

【短期勤続年数】

所得税法施行令第69条第1項第1号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間(調整後勤続期間)のうち、「役員等以外の者として勤務した期間」により計算した勤続年数(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの)が5年以下であるものをいいます。

なお、調整後勤続期間のうちに役員等勤続期間がある場合には、「役員等以外の者として勤務した期間」にはその役員等勤続期間を含むものとし、支払を受ける退職手当等が所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金(退職一時金等)である場合には、その一時金に係る所得税法施行令第69条第1項第2号に規定する組合員等であった期間を「役員等以外の者として勤務した期間」として短期退職手当等に該当するかの判定を行います。

《参考》

◎ 所得税基本通達(抄)

(勤続年数の計算の基礎となる期間の計算)
30—13 勤続期間、令第69条第1項第1号イ若しくはロの規定により加算する期間又は同号ハただし書の規定により含まれるものとされる期間は、それぞれ暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数え、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。
同項第2号に規定する組合員等であった期間についても同様とする。

【短期勤続期間】

短期退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項各号の規定により計算した期間をいいます。

【短期退職所得控除額】

短期退職手当等に係る退職所得控除額をいいます。

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

【役員等勤続年数】

役員等勤続期間により計算した勤続年数(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの)をいいます。

【役員等勤続期間】

所得税法施行令第69条第1項第1号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間(調

整後勤続期間)のうち、役員等として勤務した期間をいいます。

【役員等】

次に掲げる人をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

《参考》

◎ 法人税法(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

◎ 法人税法施行令(抄)

(役員)の範囲)

第七条 法第二条第十五号(役員)の意義に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。)以外の者でその法人の経営に従事しているもの
- 二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで(使用人兼務役員とされない役員)の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

(使用人兼務役員とされない役員)

第七十一条 法第三十四条第六項(役員給与の損金不算入)に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

一～四 省略

五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件の全てを満たしている者

イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ(同順位の株主グループが二以上ある場合には、その全ての株主グループ。イにおいて同じ。)の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

(1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ

(2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

(3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

ロ 当該役員が属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。

ハ 当該役員(その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。)の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

2～4 省略

【特定役員等勤続期間】

特定役員退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項第1号及び第3号の規定により計算した期間をいいます。

【特定役員等勤続年数】

特定役員等勤続期間の年数(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの)をいいます。

【特定役員退職所得控除額】

特定役員退職手当等に係る退職所得控除額をいいます。

【一般退職手当等】

短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。

【一般勤続期間】

一般退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項各号の規定により計算した期間をいいます。

【一般退職所得控除額】

一般退職手当等に係る退職所得控除額をいいます。

【退職所得控除額】

退職所得金額の計算において、退職手当等の収入金額から控除される金額で、退職手当等の支払を受ける人の勤続年数等に応じて計算されるものをいいます。

【勤続年数】

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

（注） 一時勤務しなかった場合の勤続年数については、[Q 5] の勤続期間により計算した年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

【重複勤続年数】

特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間のうち、いずれか 2 つの期間が重複している期間により計算した年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

【全重複期間】

特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。

【全重複勤続年数】

全重複期間により計算した年数（1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げたもの）をいいます。

《Q & A》

【Q1】 退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。

【A】

(1) 改正前の制度（令和3年以前）

退職所得金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされてきました。

【退職所得金額の計算方法】

(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得金額

(注) 特定役員退職手当等については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

(2) 改正後の制度（令和4年以後）

令和3年度の税制改正により、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」ということとされ、その退職所得金額については、次のとおり計算することとされました。

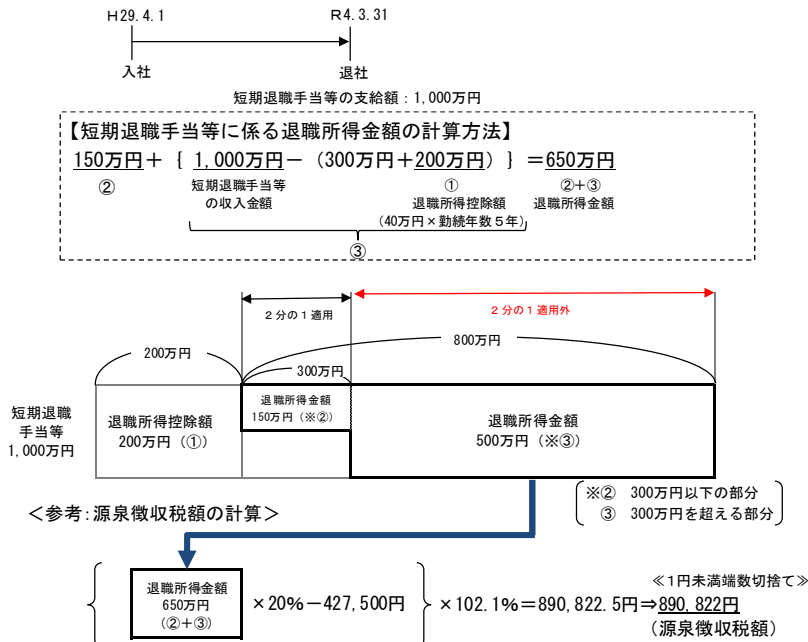
短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合	短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合
(短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得金額	150万円 (注1) + {短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} (注2) = 退職所得金額 (注) 1 300万円以下の部分の退職所得金額 2 300万円を超える部分の退職所得金額

(注) 同じ年に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得金額の計算については、【Q6】をご覧ください。

(3) 適用時期

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

《短期退職手当等に係る退職所得金額の計算例》



[Q 2] 令和3年12月31日以前に退職した使用人に対して、令和4年1月1日以後に退職手当等を支払う場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。

[A]

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用することとされており、退職手当等については、その「収入すべきことが確定した日」が令和4年1月1日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。

この「収入すべきことが確定した日」は、原則、退職手当等の支給の基因となった退職の日となります。

したがって、お尋ねの場合のように、令和3年12月31日以前に退職した使用人に対して支払う退職手当等については、改正前の法令の適用を受けることとなります。

《参考》

◎ 所得税基本通達（抄）

（退職所得の収入金額の収入すべき時期）

- 36-10 退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基因となった退職の日によるものとする。ただし、次の退職手当等については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。
- (1) 役員に支払われる退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日。ただし、その決議が退職手当を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日
 - (2) 退職給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため支払われる新旧退職手当等の差額に相当する退職手当等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
 - (3) 法第31条《退職手当等とみなす一時金》に規定する退職手当等とみなされる一時金については、その一時金の支給の基礎となる法令、契約、規程又は規約により定められた給付事由が生じた日
 - (4) 引き続き勤務する者に支払われる給与で30-2により退職手当等とされるもののうち、役員であった勤続期間に係るものについては(1)に掲げる日、使用人であった勤続期間に係るものについては次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日
 - イ 30-2の(1)に掲げる給与 その支給を受けた日
 - ロ 30-2の(2)に掲げる給与 使用人から役員になった日。ただし、30-2の(2)のかっこ内の給与については、その制定又は改正の日
 - ハ 30-2の(4)に掲げる給与 その定年に達した日
 - ニ 30-2の(5)に掲げる給与 旧定年に達した日
 - ホ 30-2の(6)に掲げる給与 法人の解散の日
 - (5) 年金に代えて支払われる一時金で30-4及び31-1により退職手当等とされるものについては、当該退職手当等とされるものの給付事由が生じた日
- (注) 令第77条《退職所得の収入の時期》の規定が適用される退職手当等の課税年分については、(1)から(5)までに掲げる日にかかわらず、同条の規定によることに留意する。

[Q 3] 短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等をいうとのことですが、この「短期勤続年数」に該当するか否かはどのように判定するのですか。

[A]

短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

この短期勤続年数とは、所得税法施行令第69条第1項第1号の規定に基づき計算した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数（1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げたもの）が5年以下であるものをいいます。

したがって、短期勤続年数に該当するか否かは、原則として^(注1)、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等以外の者として勤務した期間により計算した年数が5年以下か否かにより判定します（下記「参考図」参照）。

なお、短期勤続年数に該当するか否かの判定において、調整後勤続期間のうちに役員等勤

続期間がある場合には、役員等以外の者として勤務した期間にはその役員等勤続期間を含むものとして、その判定を行います^(注2)(具体例は [Q11] 参照)。

(注) 1 退職手当等の支払者の下において一時勤務しなかった期間があるなど特殊な場合の勤続期間の計算方法については、[Q5] をご覧ください。

2 判定の結果、短期勤続年数に該当し、その退職手当等が短期退職手当等となる場合の退職所得金額の計算における短期勤続年数の算定の基礎となる短期勤続期間については、この役員等勤続期間は含めず、短期退職手当等に係る勤続期間によって計算することとなります。

したがって、例えば、①役員等以外の者として勤務した期間が2年、②役員等として勤務した期間が2年である場合には、短期勤続年数に該当するか否かの判定については役員等としての勤続期間を含めて計算(①+②=4年)し、退職所得金額の計算における短期勤続年数の算定の基礎となる短期勤続期間については短期退職手当等に係る勤続期間(①の2年)によって計算します。

(参考図)

概念図	勤続期間		役員等以外の者として勤務した年数	短期勤続年数(短期退職手当等)の判定
		うち役員等		
<p>H29.4.1 使用人として入社</p> <p>R4.3.31 退職</p>	H29.4.1~ R4.3.31	なし	5年 ↓ <u>5年</u>	該当
<p>H29.4.1 使用人として入社</p> <p>R4.7.30 退職</p>	H29.4.1~ R4.7.30	なし	5年4か月 ↓ <u>6年</u>	該当 しない
<p>H28.7.1 使用人として入社</p> <p>R2.7.1 取締役就任</p> <p>R4.6.30 退職</p>	H28.7.1~ R4.6.30	R2.7.1~ R4.6.30	6年 ↓ <u>6年</u>	該当 しない

[Q4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、短期退職手当等などに該当するか否かの判定はどのように行うのでしょうか。

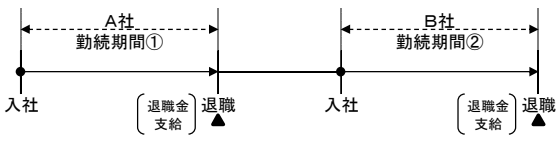
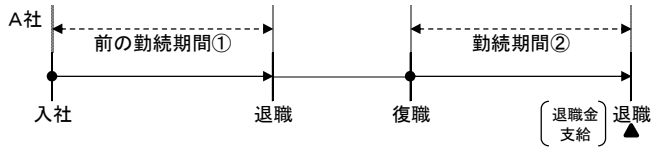
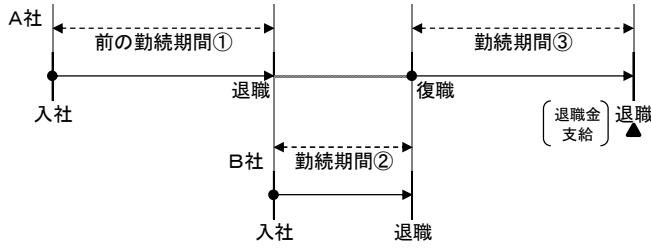
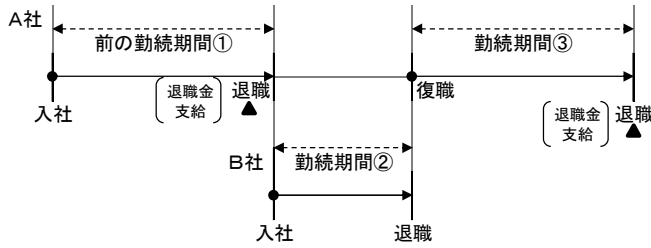
[A]

同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合は、それぞれの退職手当等ごとに、短期退職手当等、特定役員退職手当等又は一般退職手当等に該当するか否かを判定します。

なお、判定の結果、同一年中に、短期退職手当等、特定役員退職手当等又は一般退職手当等の2以上の退職手当等の支給を受けることとなった場合の退職所得金額の具体的な計算方法については [Q8] 以降を参考にしてください。

[Q5] 一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。

[A]

具体例	勤続期間（計算例）	
<p>原則 (所令 69①一)</p>	<p>退職手当等の支払を受ける者が、退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により勤続年数を計算する。</p>  <p>(A社退職金) 【勤続期間】① 【短期退職判定】①の期間中の役員等以外の者としての勤続期間 (B社退職金) 【勤続期間】② 【短期退職判定】②の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p>	
<p>一時勤務しなかった期間がある場合</p>	<p>① 他の者の下に勤務した期間がない場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合 (所令 69①一イ)</p>	 <p>【勤続期間】①+② 【短期退職判定】①+②の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p>
	<p>② 他の者の下に勤務した期間も含めて支給する場合で前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けていない場合 (所令 69①一口)</p>	 <p>【勤続期間】①+②+③ 【短期退職判定】①+②+③の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p>
	<p>③ 前に同一の支払者から退職手当等の支払を受けている場合 (所令 69①一ハ)</p>	 <p>イ 原則（退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間は含まない）（所令 69①一ハ前段）</p>

	<p>【勤続期間】③</p> <p>【短期退職判定】③の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p> <p>ロ 退職手当等の支払者が、今回支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間（前の勤続期間①）を含めている場合（所令 69①－ハ後段）</p> <p>【勤続期間】①+③</p> <p>【短期退職判定】①+③の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p> <p>ハ 退職手当等の支払者が、今回支払う退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、その前の退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間（前の勤続期間①）及びB社の勤続期間（勤続期間②）を含めている場合（所令 69①－ロ、ハ後段）</p> <p>【勤続期間】①+②+③</p> <p>【短期退職判定】①+②+③の期間中の役員等以外の者としての勤続期間</p>
--	---

- (注) 1 上記表中の「所令」は、所得税法施行令の略語となります。
 例えば、「所令 69①－」とあるのは、所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号の条項を示します。
- 2 上記において、支払われる退職手当等が短期退職手当等に該当するか否かは、各勤続期間において、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下か否かにより判定します。
 なお、この勤続期間のうちに役員等勤続期間がある場合には、役員等以外の者として勤務した期間には、その役員等勤続期間を含むものとして、その判定を行います。

[Q6] 退職所得金額はどのように計算するのですか。

[A]

退職所得金額は、次の1のとおり、退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引く（又はその差し引いた金額に1/2を乗じる）ことによって求めることができます。

また、その年中に、特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等の複数が支給される場合には、次の2のとおり、その退職手当等の種類ごとの退職所得金額を計算し、その金額を合計することによって求めることができます。

1 その年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等のいずれかが支給される場合の退職所得金額の計算方法

(1) 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(注) 1 次に掲げる重複期間がある場合には、本年分の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により計算した退職所得控除額から、重複期間の年数（重複期間に1年未満の端数がある場合には切り捨てます。）に基づき上記表により計算した退職所得控除額相当額を控除した残額が退職所得控除額となります。

① 本年分の退職手当等が、前年以前にその支払者又は他の支払者から支払われた退職手当等の勤続期間を通算して計算している場合の、本年分の退職手当等の勤続期間と前年以前に支払われた退職手当等の勤続期間との重複期間

② 前年以前4年内（確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内（令和4年4月1日以後支払を受けるべき一時金については前年以前19年内））に他の支払者から支払われた退職手当等（上記①の通算して勤続期間を計算している場合の前年以前に支払われた退職手当等を除きます。以下 [Q6] 1(1)において、「前の退職手当等」といいます。）がある場合の、本年分の退職手当等の勤続期間と前の退職手当等の勤続期間との重複期間

なお、②の場合において、前の退職手当等の収入金額が、前の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により計算した金額に満たない場合には、前の退職手当等の勤続期間はその期間の初日から次表の算式により計算した数（1未満の端数は切り捨てます。）に相当する年数を経過した日の前日までの期間であったものとして、本年分の退職手当等の勤続期間との重複期間の計算をします。

前の退職手当等の収入金額	算式
800万円以下の場合	収入金額 ÷ 40万円
800万円を超える場合	(収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20

2 上記の方法により計算した額が80万円未満である場合には、退職所得控除額は80万円となります。また、障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した金額（80万円未満の場合は80万円）に、100万円を加えた金額となります。

(2) 退職所得金額の計算

イ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
(イ) 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額が300万円以下の場合	(短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
(ロ) 短期退職手当等の収入金額 - 退職	150万円 + {短期退職手当等の収入金

所得控除額が 300 万円を超える場合	額 - (300 万円 + 退職所得控除額)}
---------------------	-------------------------

ハ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

(一般退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

2 その年中に特定役員退職手当等、短期退職手当等又は一般退職手当等の複数支給される場合の退職所得金額の計算方法

(1) 短期退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合(具体例は[Q8]参照)

① 短期退職所得控除額及び一般退職控除額の計算

イ 短期退職所得控除額の計算

40 万円 × (短期勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数
--

ロ 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額 ^(注) - 短期退職所得控除額

(注) 退職所得控除額は、上記 1(1)と同じ計算により求めます。

② 退職所得金額の計算

次のイ及びロの合計がその年の退職所得金額となります。

※ イ又はロの金額がマイナスとなる場合は、その金額は 0 とします。

イ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
(イ) 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額が 300 万円以下の場合 ^(A)	(短期退職手当等の収入金額 - 短期退職 所得控除額 ^(A)) × 1 / 2
(ロ) 短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額が 300 万円を超える場合 ^(A)	150 万円 + {短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 短期退職所得控除額)} ^(B)

ロ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

(一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額) ^(C) × 1 / 2

(注) 1 「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (C)」から差し引きます。

2 「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (C)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」及び「短期退職手当等の収入金額から 300 万円と短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」から差し引きます。

(2) 特定役員退職手当等及び一般退職手当等の両方が支給される場合(具体例は[Q11]参照)

① 特定役員退職所得控除額及び一般退職控除額の計算

イ 特定役員退職所得控除額の計算

40 万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

□ 一般退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額}^{(注)} - \text{特定役員退職所得控除額}$$

(注) 退職所得控除額は、上記1(1)と同じ計算により求めます。

② 退職所得金額の計算

次のイ及びロの合計がその年の退職所得金額となります。

※ イ又はロの金額がマイナスとなる場合は、その金額は0とします。

イ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(A)}$$

ロ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額})^{(B)} \times 1/2$$

(注) 1 「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」から差し引きます。

2 「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」から差し引きます。

(3) 特定役員退職手当等及び短期退職手当等の両方が支給される場合 (具体例は [Q10] 参照)

① 特定役員退職所得控除額及び短期退職所得控除額の計算

イ 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}$$

ロ 短期退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額}^{(注)} - \text{特定役員退職所得控除額}$$

(注) 退職所得控除額は、上記1(1)と同じ計算により求めます。

② 退職所得金額の計算

次のイ及びロの合計がその年の退職所得金額となります。

※ イ又はロの金額がマイナスとなる場合は、その金額は0とします。

イ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(A)}$$

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
(イ) 短期退職手当等の収入金額 － 短期退職所得控除額が 300 万円以下の場合 (B)	(短期退職手当等の収入金額 - 短期退職 所得控除額) ^(B) × 1/2
(ロ) 短期退職手当等の収入金額 － 短期退職所得控除額が 300 万円を超える場合 (B)	150 万円 + {短期退職手当等の収入金額 － (300 万円 + 短期退職所得控除額)} ^(C)

(注) 1 「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」及び「短期退職手当等の収入金額から 300 万円と短期退職所得控除額を差し引いた金額 (C)」から差し引きます。

2 「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」から差し引きます。

(4) 特定役員退職手当等、短期退職手当等及び一般退職手当等の全てが支給される場合
(具体例は [Q9] 参照)

① 特定役員退職所得控除額、短期退職所得控除額及び一般退職控除額の計算

イ 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \{ \text{特定役員等勤続年数} - (\text{重複勤続年数}^{(注)} + \text{全重複勤続年数}) \} + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}^{(注)} + 14 \text{ 万円} \times \text{全重複勤続年数}$$

(注) ここにいう重複勤続年数は、特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)及び特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)により計算した年数(これらの重複している期間を合計した期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げたもの)をいいます。

ロ 短期退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \{ \text{短期勤続年数} - (\text{重複勤続年数}^{(注)} + \text{全重複勤続年数}) \} + 20 \text{ 万円} \times \text{重複勤続年数}^{(注)} + 13 \text{ 万円} \times \text{全重複勤続年数}$$

(注) ここにいう重複勤続年数は、短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)及び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間(全重複期間を除きます。)により計算した年数(これらの重複している期間を合計した期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を1年に切り上げたもの)をいいます。

ハ 一般退職所得控除額の計算

$$\text{退職所得控除額}^{(注)} - (\text{特定役員退職所得控除額} + \text{短期退職所得控除額})$$

(注) 退職所得控除額は、上記1(1)と同じ計算により求めます。

② 退職所得金額の計算

次のイ、ロ及びハの合計がその年の退職所得金額となります。

※ イ、ロ又はハの金額がマイナスとなる場合は、その金額は0とします。

イ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{(A)}$$

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

	退職所得金額
(イ) 短期退職手当等の収入金額 － 短期退職所得控除額が 300 万円以下の場合 (B)	(短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額) ^(B) × 1 / 2
(ロ) 短期退職手当等の収入金額 － 短期退職所得控除額が 300 万円を超える場合 (B)	150 万円 + { 短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 短期退職所得控除額) } ^(C)

ハ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額})^{(D)} \times 1 / 2$$

- (注) 1 「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」及び「短期退職手当等の収入金額から300万円と短期退職所得控除額を差し引いた金額 (C)」並びに「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (D)」からそれぞれ差し引きます (以下(注1)において、この差し引いた後の金額を、それぞれB'若しくはC'又はD'といいます。)
- この場合、B又はCの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をD'から差し引きます。また、Dの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をB'及びC'から差し引きます。
- なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、B又はCから差し引く際の実額は、その端数を1円に切り上げ、Dから差し引く際の実額は、その端数を切り捨てます。
- 2 「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」及び「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (D)」からそれぞれ差し引きます (以下(注2)において、この差し引いた後の金額を、それぞれA'又はD'といいます。)
- この場合、Aの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をD'から差し引きます。また、Dの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をA'から差し引きます。
- なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、Aから差し引く際の実額は、その端数を1円に切り上げ、Dから差し引く際の実額は、その端数を切り捨てます。
- 3 「一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額を差し引いた金額 (D)」がマイナスの場合は、そのマイナスの金額を2分の1した金額を、「特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額 (A)」並びに「短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額を差し引いた金額 (B)」及び「短期退職手当等の収入金額から300万円と短期退職所得控除額を差し引いた金額 (C)」からそれぞれ差し引きます (以下(注3)において、この差し引いた後の金額を、それぞれA'又はB'若しくはC'といいます。)
- この場合、Aの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をB'及びC'から差し引きます。また、B又はCの金額がその2分の1した金額に満たない場合は、その満たない部分の金額をA'から差し引きます。
- なお、2分の1した金額に1円未満の端数が生じる場合は、Aから差し引く際の実額は、その端数を1円に切り上げ、B又はCから差し引く際の実額は、その端数を切り捨てます。
- (5) 次に掲げる場合に該当するときの上記(1)又は(4)の短期退職所得控除額は、それぞれ次の金額を控除した金額とします。
- イ 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合 (Q5の「一時勤務しなかった期間がある場合」の②又は③のロ及びハにより勤続年数を計算することとされている場合)において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合
- 短期勤続期間のうち、当該前に支払を受けた退職手当等 (短期退職手当等に該当するものに限り)に係る期間 (その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額
- ロ 短期勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内 (確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内 (令和4年4月1日以後支払を受けべき一時金については前年以前19年内))に支払を受けた他の退職手当等 (上記イの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」を除きます。以下 [Q6] 2(5)において、「前の退職手当等」といいます。) についての勤続期間等 (注) と重複している場合
- その重複している部分の期間 (その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額
- (注) 前の退職手当等の収入金額が、当該前の退職手当等について上記の計算を行わずに算出した退職所得控除額に満たない場合、当該前の退職手当等について計算の基礎となった勤続期間等のうち、その期間の初日 (就職等の日) から次表の算式により計算した数 (1年未満の端数は切り捨てます。)に相当する年数を経過した日の前日までの期間を「前の退職手当等についての勤

続期間等」とみなして、上記の退職所得控除額に相当する金額の計算を行います（次の(6)口においても同じです。）。

前の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	収入金額 ÷ 40万円
800万円を超える場合	(収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20

(6) 次に掲げる場合に該当するときの上記(2)、(3)又は(4)の特定役員退職所得控除額は、それぞれ次の金額を控除した金額とします。

イ 前に支払を受けた退職手当等に係る期間を通算して勤続年数を計算することとされている場合（Q5の「一時勤務しなかった期間がある場合」の②又は③の口及びハにより勤続年数を計算することとされている場合）において、当該前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合

特定役員等勤続期間のうち、当該前に支払を受けた退職手当等（特定役員退職手当等に該当するものに限ります。）に係る期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額

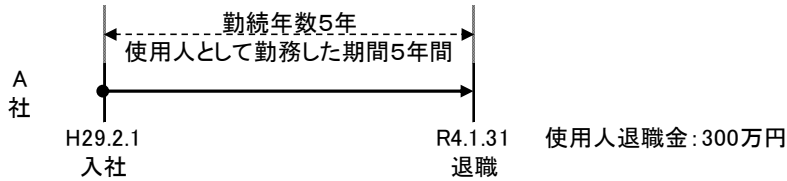
ロ 特定役員等勤続期間の全部又は一部が前年以前4年内（確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内（令和4年4月1日以後支払を受けるべき一時金については前年以前19年内））に支払を受けた他の退職手当等（上記イの通算して勤続年数を計算することとされている「前に支払を受けた退職手当等」を除きます。）についての勤続期間等と重複している場合

上記(5)ロと同様に計算した退職所得控除額に相当する金額

[Q7] A社が、使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すれば良いのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ 使用人として勤務した期間は H29. 2. 1 から R4. 1. 31 までの 5 年間であるため、役員等以外の者としての勤続年数が 5 年以下となり、この勤続年数は短期勤続年数となります。したがって、この短期勤続年数に対応する退職金（300 万円）は短期退職手当等に該当します。

(源泉徴収税額の計算)

① 退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} = 200 \text{ 万円}$$

② 「短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額」が 300 万円を超えるか否かの計算

$$300 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円} \leq 300 \text{ 万円}$$

(解説) 300 万円を超えないため、次の③のとおり、[Q6] 1(2)ロ(イ)の計算式（(短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2）により退職所得金額を求めます。

③ 退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{短期退職} & \text{退職所得} \\ \text{手当等} & \text{控除額} \\ \hline \end{array} \\ (300 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 1/2 = 50 \text{ 万円}$$

④ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）の計算

$$(50 \text{ 万円} \times 5\%) \times 102.1\% \text{ (注)} = 25,525 \text{ 円}$$

(注) 1 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。

2 令和 4 年分の退職所得に係る源泉徴収税額の速算表は次のとおりです。なお、求めた退職所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を課税退職所得金額として、次の表を当てはめます。以下 [Q13] まで、この速算表に基づき源泉徴収税額を計算しています。

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 "	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円 " 6,950,000円 "	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円 " 9,000,000円 "	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円 " 18,000,000円 "	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円 " 40,000,000円 "	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000円 "	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

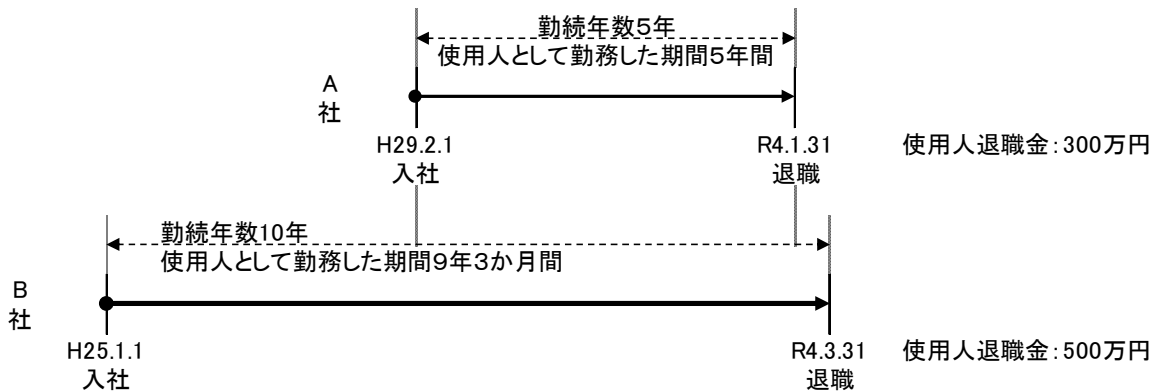
(参考) Q7 退職所得の受給に関する申告書 記載例

年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書						
退職手当の支払者の 所在地 (住所) 〒 名称 (氏名) A社 法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	あなたの 現住所 〒 氏名 個人番号 その年1月1日現在の住所						
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)							
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 R 4 年 1 月 31 日 ② 退職の区分等 一般 障害 } 生活扶助 の 有・無	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 H 2 9 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日 うち 特定役員等勤続期間 有(無) うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有(無) うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有(無) うち 短期勤続期間 有(無) 自 H 2 9 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日						
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。							
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 有 無 うち 短期勤続期間 有 無	⑤ ③と④の通算勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 有 無 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 無 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 無 うち 全重複勤続期間 有 無 うち 短期勤続期間 有 無 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 無						
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。							
⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 ① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有 無 ② うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 無						
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。							
⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 有 無 うち 短期勤続期間 有 無 ⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 有 無 うち 短期勤続期間 有 無	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 ① うち 特定役員等勤続期間 有 無 ② うち 短期勤続期間 有 無 ⑪ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 至 年 月 日 ③ うち ①と②の通算期間 有 無 ④ うち ③と④の通算期間 有 無						
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。							
区分 B 一般 特定役員 短期 C	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円) 市町村民税 道府県民税	支払を受けた日	退職の区分 一般 障害 一般 障害 一般 障害 一般 障害	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

[Q8] A社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも使用人としての退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収税額はどのように計算すれば良いのでしょうか。

[A]
(設例)



(ポイント)

- ・ A社から退職金(短期退職手当等)の支給を受ける際の源泉徴収税額は25,525円です([Q7]参照)。
- ・ B社で使用人として勤務した期間はH25.1.1からR4.3.31までの9年3か月間で、勤続年数は10年となり、5年超であるため、退職金(500万円)は一般退職手当等となります。
- ・ その年に2以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、A社で勤務した期間とB社で勤務した期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。この設例では、最も長い期間であるB社で勤務した期間(H25.1.1~R4.3.31)と重複していない期間がないので、勤続年数はH25.1.1からR4.3.31の9年3か月間を基に計算し、10年となります。
- ・ 一般勤続期間はH25.1.1からR4.3.31までの9年3か月間となります。
- ・ 短期勤続期間はH29.2.1からR4.1.31までの5年間で、短期勤続年数は5年となります。
また、短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間はH29.2.1からR4.1.31までの5年間で、重複勤続年数は5年となります。

(源泉徴収税額の計算)

① 短期退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \left(\frac{\text{短期勤続年数}}{5 \text{ 年}} - \frac{\text{重複勤続年数}}{5 \text{ 年}} \right) + 20 \text{ 万円} \times \frac{\text{重複勤続年数}}{5 \text{ 年}} = 100 \text{ 万円}$$

② 一般退職所得控除額の計算

$$\left(40 \text{ 万円} \times 10 \text{ 年} \right) - 100 \text{ 万円} = 300 \text{ 万円}$$

③ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

イ 「短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額」が 300 万円を超えるか否かの計算

$$300 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円} \leq 300 \text{ 万円}$$

(解説) 300 万円を超えないため、次のロのとおり、[Q 6] 2(1)②イ(イ)の計算式 ((短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額) × 1/2) により短期退職手当等に係る退職所得金額を求めます。

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{短期退職} \\ \text{手当等} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{短期退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \\ (300 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 1/2 = 100 \text{ 万円}$$

④ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{手当等} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \\ (500 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \times 1/2 = 100 \text{ 万円}$$

⑤ 退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{短期退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \\ 100 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$$

⑥ 源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税) の計算

《1 円未満端数切捨て》

$$(200 \text{ 万円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\% = 104,652.5 \text{ 円} \Rightarrow 104,652 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{既納付源泉徴収税額} \\ \text{([Q 7] 参照)} \\ \hline \end{array} \\ 104,652 \text{ 円} - 25,525 \text{ 円} = 79,127 \text{ 円}$$

(解説) A 社から退職金の支給を受けた際の源泉徴収税額 25,525 円を差し引きます。

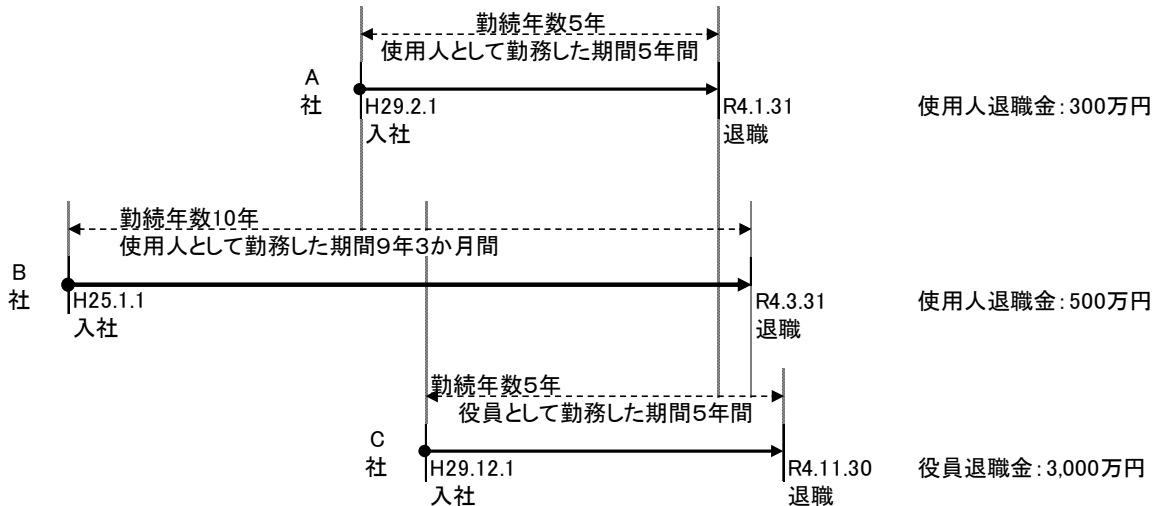
(参考) Q8 退職所得の受給に関する申告書 記載例

年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書						
退職手当の支払者の 所在地 (住所) 〒 名称 (氏名) B社 法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	あなたの 現住所 〒 氏名 個人番号 その年1月1日現在の住所						
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)							
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 R 4 年 3 月 31 日 ② 退職の区分等 一般 障害 } 生活の 有・無 扶助	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 H 25 年 1 月 1 日 10 年 至 R 4 年 3 月 31 日 うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年						
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。							
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 H 29 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日 うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間 有(無) 自 H 29 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日	⑤ ③と④の通算勤続期間 自 H 25 年 1 月 1 日 10 年 至 R 4 年 3 月 31 日 うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 全重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間 有(無) 自 H 29 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 H 29 年 2 月 1 日 5 年 至 R 4 年 1 月 31 日						
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。							
⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年 ① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 ② うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年						
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。							
⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 ⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 うち 短期勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 自 年 月 日 年 ① うち 特定役員等勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 ② うち 短期勤続期間 有(無) 自 年 月 日 年 ⑪ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年 ③ うち ①と②の通算期間 自 年 月 日 年 ④ うち ③と④の通算期間 自 年 月 日 年						
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。							
区分 一般 B 特定役員 短期 C	退職手当等の支払を受けた年月日 . . . R 4 . 1 . 31 . . .	収入金額 (円) . . . 3,000,000 . . .	源泉徴収額 (円) . . . 25,525 . . .	特別徴収税額 (円)	支払を受けた日 . . . R 4 . 2 . 10 . . .	退職の区分 一般 障害 一般 障害 一般 障害 一般 障害	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名) . . . ○○市、A社 . . .

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

[Q 9] A社とB社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年に、C社からも役員としての退職金の支給を受ける場合、C社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]
(設例)



(ポイント)

- ・ A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は 25,525 円です ([Q 7] 参照)。
- ・ B社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は 79,127 円です ([Q 8] 参照)。
- ・ C社で役員として勤務した期間は H29. 12. 1 から R4. 11. 30 までの5年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となり、退職金 (3,000 万円) は特定役員退職手当等となります。
- ・ その年に2以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、A社で勤務した期間とB社で勤務した期間とC社で勤務した期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。したがって、最も長い期間であるB社で勤務した期間 (H25. 1. 1～R4. 3. 31) に、この期間と重複していない R4. 4. 1 から R4. 11. 30 までの期間を加算すると、勤続年数は H25. 1. 1 から R4. 11. 30 の9年11か月間を基に計算し、10年となります。
- ・ 一般勤続期間は、H25. 1. 1 から R4. 3. 31 までの9年3か月間となります。
- ・ 短期勤続期間は、H29. 2. 1 から R4. 1. 31 までの5年間で、短期勤続年数は5年となります。
- ・ 特定役員等勤続期間は、H29. 12. 1 から R4. 11. 30 までの5年間で、特定役員等勤続年数は5年となります。
- ・ 全重複期間は H29. 12. 1 から R4. 1. 31 までの4年2か月間で、全重複勤続年数は5年となります。
- ・ 一般勤続期間と特定役員等勤続期間の2つが重複している期間は R4. 2. 1 から R4. 3. 31 までの2か月間で、この期間に係る重複勤続年数 (①) は1年となります。
- ・ 一般勤続期間と短期勤続期間の2つが重複している期間は H29. 2. 1 から H29. 11. 30 までの10か月間で、この期間に係る重複勤続年数 (②) は1年となります。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{特定役員等}} \quad \boxed{\text{重複勤続}} \quad \boxed{\text{全重複}} \quad \boxed{\text{重複勤続}} \quad \boxed{\text{全重複}} \\ \boxed{\text{勤続年数}} \quad \boxed{\text{年数(①)}} \quad \boxed{\text{勤続年数}} \quad \boxed{\text{年数(①)}} \quad \boxed{\text{勤続年数}} \\ 40 \text{万円} \times \{ \underbrace{5 \text{年} - (1 \text{年} + 5 \text{年})}_{(*)} \} + 20 \text{万円} \times 1 \text{年} + 14 \text{万円} \times 5 \text{年} \\ = 90 \text{万円} \end{array}$$

(解説) 特定役員等勤続年数から重複勤続年数と全重複勤続年数を合計した年数を控除した年数(*)がマイナスとなる場合には、その控除した年数は0として計算します。この設例では、5年 - (1年 + 5年) = ▲1年 ⇒ 0年として計算します。

② 短期退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{短期勤続}} \quad \boxed{\text{重複勤続}} \quad \boxed{\text{全重複}} \quad \boxed{\text{重複勤続}} \quad \boxed{\text{全重複}} \\ \boxed{\text{年数}} \quad \boxed{\text{年数(②)}} \quad \boxed{\text{勤続年数}} \quad \boxed{\text{年数(②)}} \quad \boxed{\text{勤続年数}} \\ 40 \text{万円} \times \{ \underbrace{5 \text{年} - (1 \text{年} + 5 \text{年})}_{(*)} \} + 20 \text{万円} \times 1 \text{年} + 13 \text{万円} \times 5 \text{年} \\ = 85 \text{万円} \end{array}$$

(解説) 短期勤続年数から重複勤続年数と全重複勤続年数を合計した年数を控除した年数(*)がマイナスとなる場合には、その控除した年数は0として計算します。この設例では、5年 - (1年 + 5年) = ▲1年 ⇒ 0年として計算します。

③ 一般退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{退職所得控除額}} \quad \boxed{\text{特定役員退職}} \quad \boxed{\text{短期退職}} \\ \boxed{\text{(勤続年数 10 年)}} \quad \boxed{\text{所得控除額}} \quad \boxed{\text{所得控除額}} \\ (40 \text{万円} \times 10 \text{年}) - (90 \text{万円} + 85 \text{万円}) = 225 \text{万円} \end{array}$$

④ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{特定役員}} \quad \boxed{\text{特定役員退職}} \\ \boxed{\text{退職手当等}} \quad \boxed{\text{所得控除額}} \\ 3,000 \text{万円} - 90 \text{万円} = 2,910 \text{万円} \end{array}$$

⑤ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

イ 「短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額」が300万円を超えるか否かの計算

$$300 \text{万円} - 85 \text{万円} = 215 \text{万円} \leq 300 \text{万円}$$

(解説) 300万円を超えないため、次の口のとおり、[Q6]2(4)②ロ(イ)の計算式((短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額) × 1/2)により短期退職手当等に係る退職所得金額を求めます。

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{短期退職}} \quad \boxed{\text{短期退職}} \\ \boxed{\text{手当等}} \quad \boxed{\text{所得控除額}} \\ (300 \text{万円} - 85 \text{万円}) \times 1/2 = 107.5 \text{万円} \end{array}$$

⑥ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{一般退職}} \quad \boxed{\text{一般退職}} \\ \boxed{\text{手当等}} \quad \boxed{\text{所得控除額}} \\ (500 \text{万円} - 225 \text{万円}) \times 1/2 = 137.5 \text{万円} \end{array}$$

⑦ 退職所得金額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{特定役員退}} \quad \boxed{\text{短期退職}} \quad \boxed{\text{一般退職}} \\ \boxed{\text{職所得金額}} \quad \boxed{\text{所得金額}} \quad \boxed{\text{所得金額}} \\ 2,910 \text{万円} + 107.5 \text{万円} + 137.5 \text{万円} = 3,155 \text{万円} \end{array}$$

⑧ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）の計算

$$(3,155 \text{ 万円} \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = 10,030,304 \text{ 円}$$

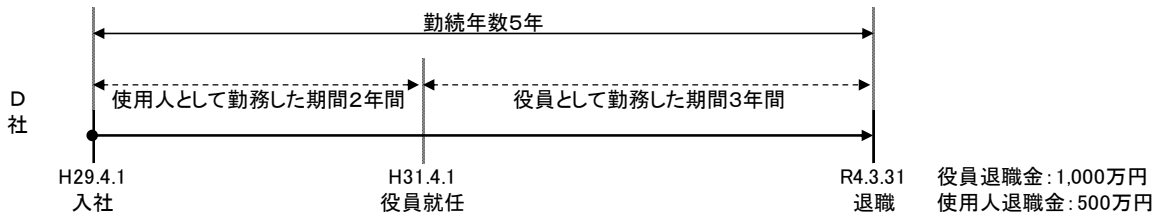
$$10,030,304 \text{ 円} - \boxed{\begin{array}{c} \text{既納付源泉徴収税額} \\ \text{〔Q7〕参照} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{既納付源泉徴収税額} \\ \text{〔Q8〕参照} \end{array}} = \underline{9,925,652 \text{ 円}}$$

（解説） A社から退職金の支給を受けた際の源泉徴収税額 25,525 円とB社から退職金の支給を受けた際の源泉徴収税額 79,127 円を差し引きます。

[Q10] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ D社で役員として勤務した期間はH31.4.1からR4.3.31までの3年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この年数に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等となります。
- ・ D社で使用人として勤務した期間はH29.4.1からH31.3.31までの2年間ですが、役員として勤務した期間3年間(H31.4.1～R4.3.31)がありますので、短期勤続年数に該当するか否かの判定は、これらの期間を合計して行います。したがって、本設例では、これらの期間を合計しても勤続年数は5年となり、5年以下であるため、この勤続年数は短期勤続年数に該当します。このため、この短期勤続年数に対応する退職金(500万円)は短期退職手当等となります。
- ・ 特定役員等勤続期間は、H31.4.1からR4.3.31までの3年間で、特定役員等勤続年数は3年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は5年(H29.4.1～R4.3.31)となります。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員等} \\ \text{勤続年数} \\ \hline \end{array} 3 \text{ 年} = 120 \text{ 万円}$$

② 短期退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \text{(勤続年数5年)} \\ \hline \end{array} (40 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年}) - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} 120 \text{ 万円} = \underline{80 \text{ 万円}}$$

③ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \hline \end{array} 1,000 \text{ 万円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} 120 \text{ 万円} = 880 \text{ 万円}$$

④ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

イ 「短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額」が300万円を超えるか否かの計算

$$500 \text{ 万円} - 80 \text{ 万円} = 420 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}$$

(解説) 300万円を超えるため、次のロのとおり、[Q6]2(3)②ロ(ロ)の計算式(150万円 + [短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 短期退職所得控除額)])により短期退職手当等に係る退職所得金額を求めます。

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額

$$150 \text{ 万円} + \boxed{\text{短期退職}} \{500 \text{ 万円} - (300 \text{ 万円} + \boxed{\text{短期退職}} \text{ 所得控除額} 80 \text{ 万円})\} = 270 \text{ 万円}$$

⑤ 退職所得金額の計算

$$\boxed{\text{特定役員退}} \text{ 職所得金額} 880 \text{ 万円} + \boxed{\text{短期退職}} \text{ 所得金額} 270 \text{ 万円} = 1,150 \text{ 万円}$$

⑥ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算

$$(1,150 \text{ 万円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = 2,306,439 \text{ 円}$$

(参考) Q10 退職所得の受給に関する申告書 記載例

	年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書						
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒	あなたの	現住所	〒			
	名称 (氏名)	D社		氏名				
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号				
				その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R4年3月31日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 H29年4月1日 5年 至 R4年3月31日			
	② 退職の区分等	(一般) 生活 障害 } の有・無 扶助		うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 H31年4月1日 3年 (無) 至 R4年3月31日			
				うち 一般勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
				うち 短期勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
				うち 短期勤続期間	(有) 自 H29年4月1日 2年 (無) 至 H31年3月31日			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間				
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日		うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
	うち 短期勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
				うち 短期勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間				
				① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
				② うち 短期勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間				
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日		Ⓐ うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
	うち 短期勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日		Ⓑ うち 短期勤続期間	(有) 自 年 月 日 年 (無) 至 年 月 日			
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間				
				Ⓒ うち ①とⒶの通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日			
				Ⓓ うち ②とⒷの通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払を 受けた 年月日	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	一般	・				・	一般	
	特定役員	・				・	障害一般	
	短期	・				・	障害一般	
C	・					・	障害一般	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

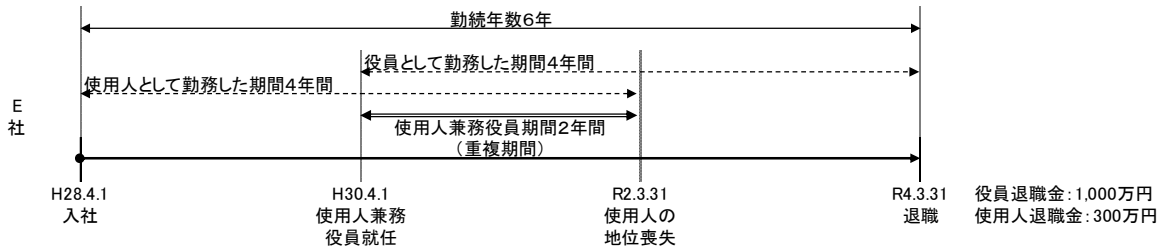
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格A4)

[Q11] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合で、役員としての勤続期間と使用人としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ E社で役員として勤務した期間は、H30.4.1からR4.3.31までの4年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この年数に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等となります。
- ・ E社で使用人として勤務した期間は、H28.4.1からR2.3.31までの4年間ですが、専任の役員として勤務した期間2年間(R2.4.1～R4.3.31)がありますので、短期勤続年数に該当するか否かの判定は、これらの期間を合計して行います。したがって、本設例では、これらの期間を合計すると勤続年数は5年超となるため、この勤続年数は短期勤続年数に該当しません。このため、この勤続年数に対応する使用人退職金(300万円)は一般退職手当等となります。
- ・ 特定役員等勤続期間は、H30.4.1からR4.3.31までの4年間で、特定役員等勤続年数は4年となります。
- ・ H30.4.1に使用人兼務役員に就任しましたが、R2.3.31に使用人としての地位を喪失し、R2.4.1から専任の役員となっていますので、特定役員等勤続期間(H30.4.1～R4.3.31)と一般勤続期間(H28.4.1～R2.3.31)とが重複している期間は、使用人兼務役員期間であったH30.4.1からR2.3.31までの2年間となり、重複勤続年数は2年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は6年(H28.4.1～R4.3.31)となります。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \left(\frac{\text{特定役員等勤続年数}}{4 \text{ 年}} - \frac{\text{重複勤続年数}}{2 \text{ 年}} \right) + 20 \text{ 万円} \times \frac{\text{重複勤続年数}}{2 \text{ 年}} = \underline{120 \text{ 万円}}$$

② 一般退職所得控除額の計算

$$\left(40 \text{ 万円} \times 6 \text{ 年} \right) - 120 \text{ 万円} = \underline{120 \text{ 万円}}$$

③ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$1,000 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円} = 880 \text{ 万円}$$

④ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{手当等} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職所} \\ \text{得控除額} \\ \hline \end{array} \\ (300 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円}) \times 1/2 = 90 \text{ 万円}$$

⑤ 退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退} \\ \text{職所得金額} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \\ 880 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円} = 970 \text{ 万円}$$

⑥ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）の計算

$$(970 \text{ 万円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = 1,699,965 \text{ 円}$$

(参考) Q11 退職所得の受給に関する申告書 記載例

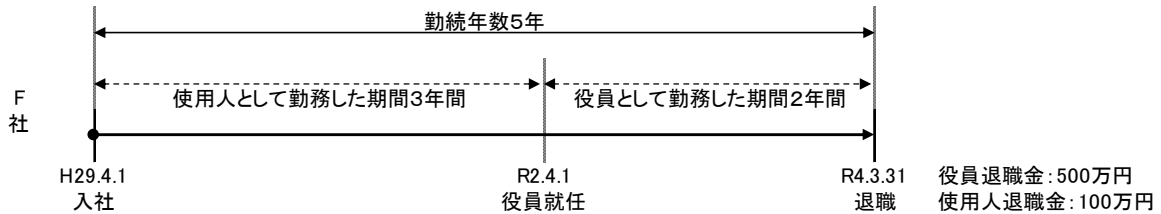
年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書																																																															
退職手当の支払者の 所在地 (住所) 〒 名称 (氏名) E社 法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	あなたの 現住所 〒 氏名 個人番号 その年1月1日現在の住所																																																															
このA欄には、全ての方が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)																																																																
A ① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 R 4年 3月 31日 ② 退職の区分等 一般 生活の扶助 障害	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 H 28年 4月 1日 至 R 4年 3月 31日 6年 うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 H 30年 4月 1日 至 R 4年 3月 31日 4年 (無) うち 一般勤続期間 (有) 自 H 30年 4月 1日 至 R 2年 3月 31日 2年 との重複勤続期間 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年																																																															
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。																																																																
B ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無)	⑤ ③と④の通算勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 一般勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無) うち 全重複勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 一般勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無)																																																															
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。																																																																
C ⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 ① うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無) ② うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 との重複勤続期間 (無)																																																															
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。																																																																
D ⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) ⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無)	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 ① うち 特定役員等勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) ② うち 短期勤続期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) ⑪ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 至 年 月 日 年 ③ うち ①と②の通算期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無) ④ うち ③と④の通算期間 (有) 自 年 月 日 至 年 月 日 年 (無)																																																															
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。																																																																
E 区分 一般 B 特定役員 短期 C	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>退職手当等を受けた年月日</th> <th>収入金額 (円)</th> <th>源泉徴収額 (円)</th> <th>特別徴収税額 (円)</th> <th>特別徴収税額 (円)</th> <th>支拂月</th> <th>支拂日</th> <th>退職の区分</th> <th>支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>障害</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>障害</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>障害</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	退職手当等を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)	支拂月	支拂日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)	・	・	・	・	・	・	・	一般	・	・	・	・	・	・	・	・	障害	・	・	・	・	・	・	・	・	一般	・	・	・	・	・	・	・	・	障害	・	・	・	・	・	・	・	・	一般	・	・	・	・	・	・	・	・	障害	・
退職手当等を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)	支拂月	支拂日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)																																																								
・	・	・	・	・	・	・	一般	・																																																								
・	・	・	・	・	・	・	障害	・																																																								
・	・	・	・	・	・	・	一般	・																																																								
・	・	・	・	・	・	・	障害	・																																																								
・	・	・	・	・	・	・	一般	・																																																								
・	・	・	・	・	・	・	障害	・																																																								

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

[Q12] 一の勤務先が、同じ年に、役員退職金と使用人としての退職金（短期退職手当等）を支給する場合で、使用人としての退職金（短期退職手当等）よりも短期退職所得控除額の方が大きい場合、源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ F社で役員として勤務した期間はR2.4.1からR4.3.31までの2年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この年数に対応する役員退職金（500万円）は特定役員退職手当等となります。
- ・ F社で使用人として勤務した期間はH29.4.1からR2.3.31までの3年間ですが、役員として勤務した期間2年間（R2.4.1～R4.3.31）がありますので、短期勤続年数に該当するかどうかの判定は、これらの期間を合計して行います。したがって、本設例では、これらの期間を合計しても勤続年数は5年となり、5年以下であるため、この勤続年数は短期勤続年数に該当します。このため、この短期勤続年数に対応する退職金（100万円）は短期退職手当等となります。
- ・ 特定役員等勤続期間は、R2.4.1からR4.3.31までの2年間で、特定役員等勤続年数は2年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は5年（H29.4.1～R4.3.31）となります。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

$$40 \text{ 万円} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員等} \\ \text{勤続年数} \\ \hline \end{array} 2 \text{ 年} = 80 \text{ 万円}$$

② 短期退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \text{(勤続年数5年)} \\ \hline \end{array} (40 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年}) - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} 80 \text{ 万円} = \underline{120 \text{ 万円}}$$

③ 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退} \\ \text{職手当等} \\ \hline \end{array} 500 \text{ 万円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定役員退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} 80 \text{ 万円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{④の残額} \\ \hline \end{array} 20 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$$

(解説) ④の計算において、短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合は、その満たない部分の金額（20万円）は、特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額を差し引いた金額から差し引きます。

④ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

「短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額」が 300 万円を超えるか否かの計算

$$100 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円} = \blacktriangle 20 \text{ 万円} \leq 300 \text{ 万円}$$

(解説) 短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たないため、短期退職手当等に係る退職所得金額は 0 円となります。また、この満たない部分の金額 (20 万円) は、特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算 (③) において調整します。

⑤ 退職所得金額の計算

特定役員退職所得金額	+	短期退職所得金額	=	400 万円
400 万円		0 円		

⑥ 源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税) の計算

$$(400 \text{ 万円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\% = 380,322 \text{ 円}$$

(参考) Q12 退職所得の受給に関する申告書 記載例

	年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書						
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒	あなたの	現住所	〒			
	名称 (氏名)	F社		氏名				
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号				
				その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R 4年 3月 31日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 H 29年 4月 1日 5年 至 R 4年 3月 31日			
	② 退職の区分等	<input checked="" type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 障害	生活の扶助	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 H 29年 4月 1日 3年 至 R 2年 3月 31日			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間					
	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 全重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年				
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間					
			① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 ② うち 短期勤続期間との重複勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年				
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間					
	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日	① うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 ② うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年				
E	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間					
	うち 特定役員等勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 うち 短期勤続期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日	③ うち ①と②の通算期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 ④ うち ②と③の通算期間 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	自 年 月 日 年 自 年 月 日 年 自 年 月 日 年				
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払をた日 受年月	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	一般	・	・	・	・	・	一般	
	特定役員	・	・	・	・	・	障害	
	短期	・	・	・	・	・	障害	
C	・	・	・	・	・	障害		

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

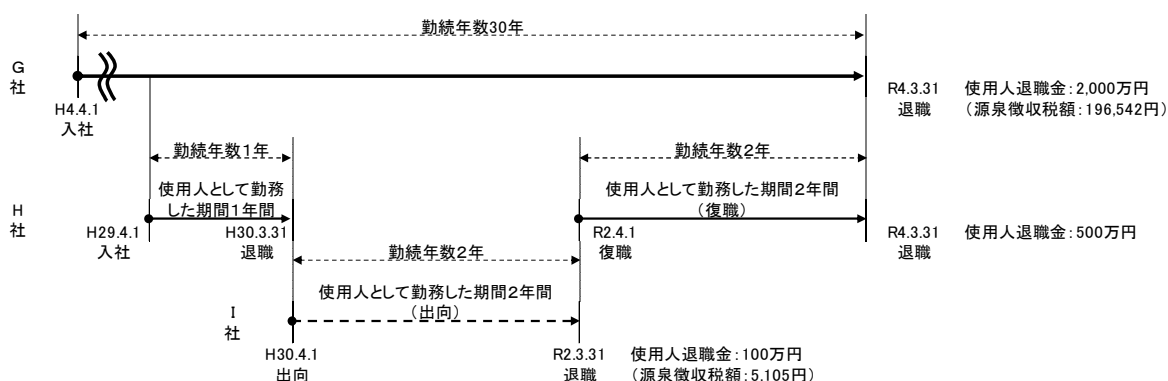
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格 A 4)

[Q13] G社から使用人としての退職金の支給を受けた者が、同じ年にH社からも使用人としての退職金を受ける場合、H社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

なお、H社からは、出向先（I社）で前に支給を受けた退職金の期間も含めて退職金の支給を受けます。

[A]
(設例)



(ポイント)

- G社から退職金の支給を受けた際には、次のとおり算出された196,542円が源泉徴収されています。

なお、G社で使用人として勤務した期間はH4.4.1からR4.3.31までの30年間で、勤続年数は30年となり、5年超であるため、この退職金(2,000万円)は一般退職手当等となります。

(退職所得控除額の計算)

$$[800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年)] - (40万円 \times 2年) \text{ (注)} = 1,420万円$$

(退職所得金額の計算)

$$(2,000万円 - 1,420万円) \times 1/2 = 290万円$$

(源泉徴収税額)

$$(290万円 \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\% = 196,542円$$

(注) I社からR2.3.31に支給を受けた退職金100万円は、前年以前4年以内に支給を受けたものであるため、G社の勤続期間とI社の勤続期間が重複している部分の期間(H30.4.1~R2.3.31)2年を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額80万円(40万円×2年)を控除します([Q6] 1(1)の(注)1②参照)。

- H社で使用人として勤務した期間はH29.4.1からH30.3.31までの1年間とR2.4.1からR4.3.31までの2年間の合計3年間ですが、H社の退職金の計算に当たっては、出向先のI社で使用人として勤務した期間(H30.4.1からR2.3.31までの2年間)も含めて計算しているとのことですので、H社での勤続期間は5年間となり、勤続年数は5年となります([Q5]の「一時勤務しなかった期間がある場合」の②参照)。
- このH社の勤続年数5年は全て役員等以外の者として勤務した期間に係るものであり、5年以下であるため、短期勤続年数に該当します。このため、この短期勤続年数に対応する退職金(500万円)は短期退職手当等となります。
- 一般勤続期間はH4.4.1からR4.3.31までの30年間となります。
- 短期勤続期間はH29.4.1からR4.3.31までの5年間で、短期勤続年数は5年となります。また、短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間はH29.4.1からR4.3.31までの

5年間で、重複勤続年数は5年となります。

- ・ その年に2以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、G社で勤務した期間とH社で勤務した期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。この設例では、最も長い期間であるG社で勤務した期間（H4.4.1～R4.3.31）と重複していない期間がないので、勤続期間はH4.4.1からR4.3.31の30年間となり、勤続年数は30年となります。
- ・ I社からR2.3.31に支給を受けた退職金100万円は、前年以前4年以内に支給を受けたものであるため、本年の退職手当等に係る勤続期間（H4.4.1～R4.3.31）とI社の勤続期間が重複している部分の期間（H30.4.1～R2.3.31）2年間で勤続年数とみなして計算した退職所得控除額に相当する金額80万円（40万円×2年）について、本年の退職手当等に係る退職所得控除額の計算の際に控除します。

また、短期勤続期間（H29.4.1～R4.3.31）とこのI社の勤続期間が重複しているため、この80万円は短期退職控除額の計算の際にも控除します（〔Q6〕2(5)口参照）。

（源泉徴収税額の計算）

- ① 前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している期間を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額相当額

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{前年以前4年内の退職手当等と重複している勤続年数}} \\ 40 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} = 80 \text{ 万円} \end{array}$$

- ② 短期退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{短期勤続年数}} \quad \boxed{\text{重複勤続年数}} \quad \boxed{\text{重複勤続年数}} \quad \boxed{\text{①で求めた金額}} \\ \{40 \text{ 万円} \times (\text{5年} - \text{5年}) + 20 \text{ 万円} \times \text{5年}\} - 80 \text{ 万円} \\ = 20 \text{ 万円} \end{array}$$

（解説） 短期勤続期間の全部又は一部がその年の前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合、その重複している期間（H30.4.1～R2.3.31）を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額相当額（①で求めた80万円）を控除した金額が短期退職所得控除額となります。

- ③ 一般退職所得控除額の計算

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{退職所得控除額（勤続年数30年）}} \quad \boxed{\text{①で求めた金額}} \quad \boxed{\text{短期退職所得控除額}} \\ \{800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{30年} - \text{20年})\} - 80 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円} \\ = 1,400 \text{ 万円} \end{array}$$

- ④ 短期退職手当等に係る退職所得金額の計算

イ 「短期退職手当等の収入金額 - 短期退職所得控除額」が300万円を超えるか否かの計算

$$500 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円} = 480 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}$$

（解説） 300万円を超えるため、次の口のとおり、〔Q6〕2(1)②イ(ロ)の計算式（150万円 + {短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 短期退職所得控除額)}）により短期退職手当等に係る退職所得金額を求めます。

ロ 短期退職手当等に係る退職所得金額

$$150 \text{ 万円} + \boxed{\text{短期退職手当等}} - \{300 \text{ 万円} + \boxed{\text{短期退職所得控除額}}\} = 330 \text{ 万円}$$

⑤ 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{手当等} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \\ (2,000 \text{ 万円} - 1,400 \text{ 万円}) \times 1/2 = 300 \text{ 万円}$$

⑥ 退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{短期退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{一般退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} = 630 \text{ 万円}$$

330 万円 + 300 万円 = 630 万円

⑦ 源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）の計算

《1円未満端数切捨て》

$$(630 \text{ 万円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円}) \times 102.1\% = 849,982.5 \text{ 円} \Rightarrow 849,982 \text{ 円}$$

$$849,982 \text{ 円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{既納付源泉徴収税額} \\ \hline \end{array} = 653,440 \text{ 円}$$

(解説) G社から退職金の支給を受けた際の源泉徴収税額 196,542 円を差し引きます。

(参考) Q13 退職所得の受給に関する申告書 記載例

	年 月 日 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書						
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒	あなたの	現住所	〒			
	名称 (氏名)	H社		氏名				
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号				
				その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R 4年 3月 31日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 H 29年 4月 1日 至 R 4年 3月 31日	5年			
	② 退職の区分等	(一般) 生活の 有・(無) 障害 扶助	うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	年			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 H 4年 4月 1日 至 R 4年 3月 31日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 H 4年 4月 1日 至 R 4年 3月 31日	30年			
	うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	年			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 H 30年 4月 1日 至 R 2年 3月 31日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 H 30年 4月 1日 至 R 2年 3月 31日	2年			
			① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	年			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 H 30年 4月 1日 至 R 2年 3月 31日	⑨ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	Ⓐ うち 特定役員等勤続期間	(有) 自 年 月 日 (無) 自 年 月 日	年			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払をた日 年 月 日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	一般	R 4・3・31	20,000,000	196,542		R 4・4・10	(一般) 障害一般	〇〇市、G社
	特定役員	・				・	障害一般	
	短期	・				・	障害一般	
C	R 2・3・31	1,000,000	5,105			R 2・4・10	(一般) 障害	〇〇市、I社

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

03.09改正

(規格A4)